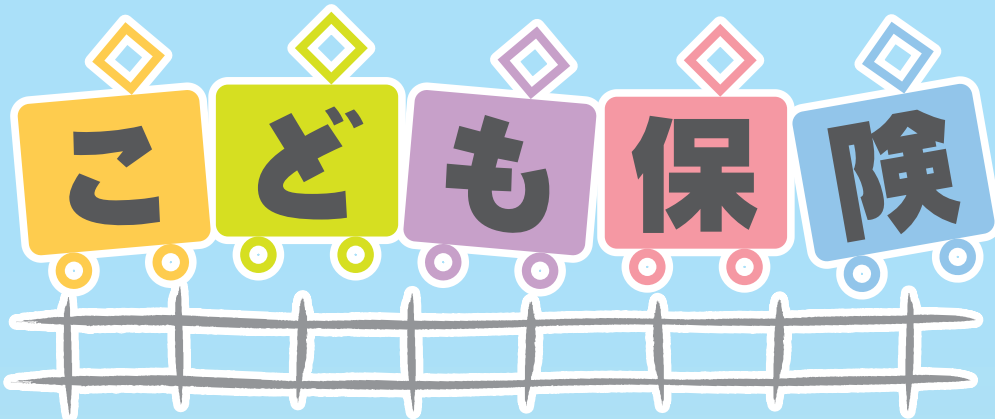




大切なお子さまの成長にあわせて受けとれる 成長祝金がうれしい!!



〈5年ごと利差配当付こども保険B型〉

夢を支援する
『成長祝金』
合計**200万円!**
(プラン4の場合)

保険期間を
2タイプから
選べる!

ご契約者さまに
万が一のときは、
保険料の
お支払不要!



このような方におすすめです!

お子さまの将来に備えたい。
・計画的に教育資金を準備したい。

ご契約前に特にご確認いただきたい事項を中面の「ご契約に際しての重要事項(通信販売用)」
「ご契約のしおり(抜粋)」に記載しております
(7~14ページ)。必ずご一読くださ
いますようお願いいたします。

重要

お申込み予定の有無にかかわらず、
少しでも疑問・不安・相談の
ある方はお気軽にお電話ください。

忙しい方にもうれしい! 平日19時まで対応! 土日も17時まで対応!

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
通販コールセンター

0120-088-142

受付時間 月曜~金曜9:00~19:00 土曜9:00~17:00(日曜・祝日および12/31~1/3を除く) 携帯電話・PHSも通話料は無料です。

おすすめ!

プラン④ 契約時のお子さまの年齢が0～2歳の場合

1

お子さまの成長にあわせて
成長祝金をお受けとりいただけます。

『こども保険』なら、お子さまの進学や成人式にあわせて、それぞれ直前の12月と満了時に「成長祝金」をお受けとりいただけます。お子さまの成長にあわせて計画的に教育資金をご準備いただけます。

それぞれが毎回12月に受けとれるので、計画的な使い道いろいろ…

6歳

小学校入学前の
12月

学習機を

10
万円



12歳

中学校入学前の
12月

制服の準備に

20
万円



15歳

高校入学前の
12月

お子さま専用の
パソコンを

30
万円



教育資金として使える「成長祝金」

2

ご契約者さまに万が一のときは
以後の保険料のお払込みは不要です。

万が一ご契約者さまが死亡または約款所定の高度障害状態になられた場合

成長祝金は予定どおり受けとれて、以後の保険料のお払込みが不要になります。

保険料
払込免除

成長祝金



成長をあなたと一緒にサポートします。

参考 お子さまの教育にかかる費用はどれくらい？

「僕は将来野球選手になるんだ」「私は幼稚園の先生!」。そんな夢や希望をいっぱい抱えたお子さまにとって、とても大切なサポートはなんといっても教育。しかし教育費用は、経済的に大きな負担となりますので、お子さまが小さいときから早めに準備しておく必要があります。

設定基準: お子さま1人 (幼稚園: 私立 / 小中高: 公立 / 大学: 私立・4年制)

	幼稚園3年間	小学校6年間	中学校3年間	高校3年間	大学4年間(下宿)	合計
教育費*	約 146万円	約 183万円	約 135万円	約 116万円	約 964万円	約 1,544万円

出典: 幼稚園～高校(文部科学省/平成24年度「子供の学習費調査」) 大学(独立行政法人日本学生支援機構/「平成24年度学生生活調査」)

*教育費は、「年間額」×「在園・在学期間」で当社が試算したものです。

※学校教育費のほか、学習塾、お稽古事等の費用を含む。

※大学は、学生生活に必要な費用(学費・生活費)。※端数四捨五入

18歳

大学入学前の
12月

一人暮らしの準備に

40
万円

20歳

成人式前の
12月

晴れ着の仕立てに

50
万円

22歳

満了時

社会人生活の
スタートに備えて

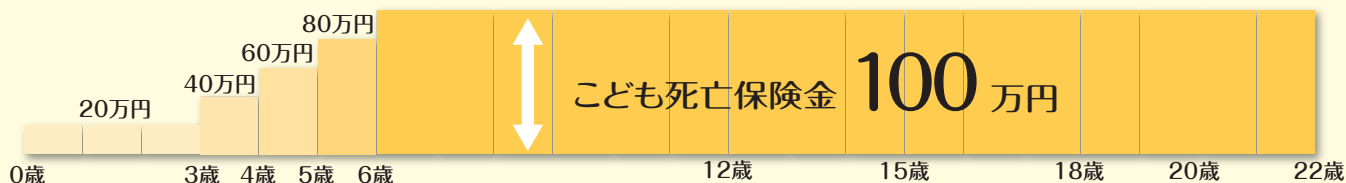
50
万円

合計200万円

※お子さまのお誕生日によっては、記載の年齢よりも前にお支払いする場合があります。



お子さまに万が一のときは
死亡保険金が受けとれます。



あなたの
お子さまには
どのプラン?

4つのプランの中からお選び

保険期間と成長祝金額の異なる4つのプランをご用意しました。

『こども保険』の保障内容 ※この保険は、5年ごと利差配当付こども保険B型です。

- 保険期間 **プラン1** **プラン2** ▶ 18歳満了 **プラン3** **プラン4** ▶ 22歳満了
- 契約年齢範囲
 - ・契約者: 18~65歳
 - ・被保険者(お子さま)**プラン1** **プラン2** ▶ 0~12歳 **プラン3** **プラン4** ▶ 0~15歳
- 基準保険金額 **プラン1** **プラン3** ▶ 50万円 **プラン2** **プラン4** ▶ 100万円

※以下の「成長祝金」のお受けとり例は、それぞれのプランにおいて被保険者(お子さま)の契約年齢が満0~2歳の場合のものです。



	基準保険金額	保険期間	小学校	中学校	高校	大学	成人	社会人	お受けとり金額合計
			6歳	12歳	15歳	18歳	20歳	22歳	
プラン1	50万円	18歳満了	5万円	10万円	15万円	25万円	—	—	55万円
プラン2	100万円	18歳満了	10万円	20万円	30万円	50万円	—	—	110万円
プラン3	50万円	22歳満了	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	25万円	100万円
プラン4	100万円		10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	50万円	200万円

※お子さまのお誕生日によっては、記載の年齢よりも前にお支払いする場合があります。

さらに

24時間相談無料

365日24時間体制で育児をサポートする『健康・医療相談サービス』

お子さまの急な体調不良、健康、育児に関するご相談など、専任スタッフ(看護師)が24時間無料で対応します。また専門医師や夜間救急病院のご紹介のほか、ご両親の健康についてもお気軽にご相談ください。

ご契約者さまに
もれなく
ついてきます。

各プランの保険料は次のページでチェック!

いただけます。

プラン1

プラン2

プラン3

プラン4

成長祝金

お子さまが右記の年齢(被保険者の満年齢)に達した直後の12月1日および保険期間満了時に生存されているときに、基準保険金額に右記の割合を乗じた金額をお支払いします。

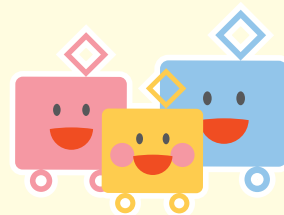
※お支払いする回数をご契約時のお子さま(被保険者)の年齢によって異なります。

保険期間 被保険者の満年齢 契約年齢	18歳満了			22歳満了			
	0~2歳	3~9歳	10~12歳	0~2歳	3~9歳	10~12歳	13~15歳
満5歳8か月	10%	—	—	10%	—	—	—
満11歳8か月	20%	20%	—	20%	20%	—	—
満14歳8か月	30%	30%	30%	30%	30%	30%	—
満17歳8か月	—	—	—	40%	40%	40%	40%
満19歳8か月	—	—	—	50%	50%	50%	50%
保険期間満了時	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

こども死亡保険金

お子さまが死亡されたとき、下記のとおりこども死亡保険金をお支払いします。

満3歳の契約応当日の前日以前	基準保険金額の20%
満3歳の契約応当日以後、満4歳の契約応当日の前日以前	基準保険金額の40%
満4歳の契約応当日以後、満5歳の契約応当日の前日以前	基準保険金額の60%
満5歳の契約応当日以後、満6歳の契約応当日の前日以前	基準保険金額の80%
満6歳の契約応当日以後	基準保険金額の100%



契約者配当金

- 責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
- 契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

Q&A

『こども保険』Q&A お客さまからよくいただくご質問にお答えします。

成長祝金はいつ受けとれるの? **Q**

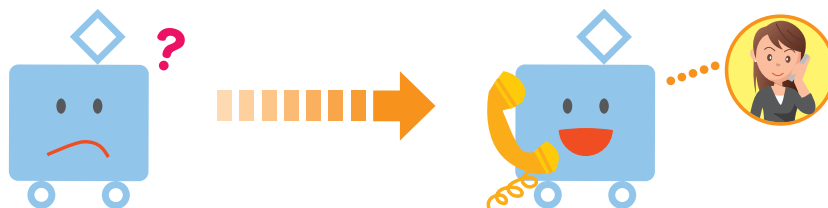
A 成長祝金は、プラン1・2の場合、小学校・中学校・高校入学前の12月と保険期間満了時に、プラン3・4の場合、さらに大学入学・成人式前の12月にも、お受けとりいただけます。

※上記は契約時のお子さまの年齢が0~2歳の場合です。

契約者に万が一のときにはどうなるの? **Q**

A ご契約者さまに万が一のことがあった場合には、以後の保険料のお支払いは不要となります。そのうえで、お子さまの成長祝金のお受けとりは保険期間の満了まで継続されます。

こども保険のお申込み方法は裏表紙に記載しております。



ご相談やご質問はコールセンターにお電話ください。

電話番号(通話料無料)は表紙・裏表紙に記載しております。
お申込み予定の有無にかかわらず、お気軽に何度でもご相談ください。

月払保険料表

保険料表の見方

1

お子さまの年齢を選ぶ
お子さま2歳の場合

2

契約者が男性か女性かを選ぶ

3

契約者の年齢とプランを選ぶ
お父さん30歳の場合

契約者年齢	2歳							
	男性(父・祖父)				女性(母・祖母)			
	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4
20歳	3,074	6,148	4,464	8,929	3,064	6,128	4,446	8,893
21歳	3,074	6,149	4,465	8,930	3,064	6,129	4,447	8,895
22歳	3,074	6,149	4,465	8,931	3,065	6,130	4,449	8,898
23歳	3,074	6,149	4,466	8,933	3,066	6,132	4,449	8,899
24歳	3,075	6,150	4,467	8,935	3,066	6,133	4,451	8,902
25歳	3,075	6,151	4,468	8,937	3,067	6,134	4,452	8,905
26歳	3,076	6,152	4,470	8,941	3,068	6,136	4,454	8,908
27歳	3,077	6,154	4,472	8,945	3,069	6,138	4,455	8,911
28歳	3,078	6,156	4,475	8,951	3,070	6,140	4,457	8,915
29歳	3,079	6,159	4,478	8,956	3,070	6,141	4,460	8,920
30歳	3,081	6,162	4,481	8,963	3,071	6,143	4,462	8,924
31歳	3,082	6,165	4,485	8,970	3,072	6,145	4,464	8,929
32歳	3,084	6,169	4,489	8,979	3,074	6,148	4,467	8,935
33歳	3,087	6,174	4,494	8,989	3,075	6,151	4,470	8,941
34歳	3,089	6,179	4,500	9,000	3,077	6,154	4,473	8,947
35歳	3,092	6,185	4,506	9,013	3,078	6,157	4,477	8,954
36歳	3,095	6,191	4,513	9,027	3,080	6,161	4,481	8,962
37歳	3,099	6,199	4,521	9,042	3,082	6,165	4,484	8,969
38歳	3,103	6,206	4,529	9,059	3,084	6,169	4,489	8,978
39歳	3,107	6,215	4,539	9,078	3,087	6,174	4,493	8,987

(例) お子さまが2歳で、契約者がお父さんで30歳の場合

プラン1 **3,081**円 プラン3 **4,481**円
 プラン2 **6,162**円 プラン4 **8,963**円

となります。

■プラン1・プラン2…保険期間:18歳満了 保険料払込期間:全期払
 契約年齢:契約者18~65歳、被保険者0~12歳

■プラン3・プラン4…保険期間:22歳満了 保険料払込期間:全期払
 契約年齢:契約者18~65歳、被保険者0~15歳

●基準保険金額…プラン1・プラン3:50万円 プラン2・プラン4:100万円

契約者年齢	0歳											
	男性(父・祖父)				女性(母・祖母)							
	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン1	プラン2	プラン3					
20歳	—	5,423	4,017	8,034	—	5,403	3,999					
21歳	—	5,423	4,017	8,035	—	5,404	4,000					
22歳	—	5,423	4,018	8,037	—	5,405	4,001					
23歳	—	5,424	4,019	8,039	—	5,407	4,002					
24歳	—	5,425	4,021	8,042	—	5,408	4,004					
25歳	—	5,426	4,022	8,044	—	5,410	4,005					
26歳	—	5,428	4,024	8,048	—	5,411	4,007					
27歳	—	5,430	4,026	8,053	—	5,413	4,009					
28歳	—	5,432	4,029	8,059	—	5,415	4,011					
29歳	—	5,435	4,032	8,065	—	5,417	4,013					
30歳	—	5,439	4,036	8,073	—	5,419	4,016					
31歳	—	5,442	4,040	8,081	—	5,421	4,018					
32歳	—	5,447	4,045	8,091	—	5,424	4,021					
33歳	—	5,452	4,051	8,102	—	5,427	4,024					
34歳	—	5,457	4,056	8,113	—	5,430	4,027					
35歳	—	5,464	4,063	8,127	—	5,434	4,031					
36歳	—	5,471	4,071	8,142	—	5,438	4,035					
37歳	—	5,479	4,079	8,158	—	5,442	4,039					
38歳	—	5,487	4,088	8,176	—	5,447	4,044					
39歳	—	5,497	4,098	8,196	—	5,452	4,048					

お子さまの年齢

3歳

契約者

男性(父・祖父)

女性(母・祖母)

契約者年齢	男性(父・祖父)				女性(母・祖母)			
	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4
20歳	—	5,928	4,444	8,888	—	5,909	4,427	8,854
21歳	—	5,928	4,444	8,889	—	5,909	4,427	8,855
22歳	—	5,928	4,445	8,890	—	5,910	4,428	8,857
23歳	—	5,928	4,445	8,891	—	5,911	4,430	8,860
24歳	—	5,929	4,446	8,893	—	5,913	4,431	8,862
25歳	—	5,930	4,448	8,896	—	5,914	4,432	8,865
26歳	—	5,931	4,449	8,898	—	5,915	4,434	8,868
27歳	—	5,932	4,450	8,901	—	5,917	4,435	8,871
28歳	—	5,934	4,453	8,906	—	5,918	4,437	8,875
29歳	—	5,936	4,455	8,911	—	5,920	4,439	8,879
30歳	—	5,939	4,459	8,918	—	5,922	4,441	8,883
31歳	—	5,942	4,462	8,925	—	5,924	4,443	8,887
32歳	—	5,944	4,466	8,932	—	5,926	4,446	8,892
33歳	—	5,948	4,470	8,941	—	5,929	4,449	8,898
34歳	—	5,952	4,476	8,952	—	5,932	4,451	8,903
35歳	—	5,957	4,481	8,963	—	5,935	4,454	8,909
36歳	—	5,963	4,487	8,975	—	5,938	4,458	8,917
37歳	—	5,970	4,494	8,989	—	5,941	4,462	8,924
38歳	—	5,977	4,502	9,005	—	5,944	4,466	8,932
39歳	—	5,985	4,511	9,023	—	5,948	4,470	8,941

4歳

男性(父・祖父)

女性(母・祖母)

契約者年齢	男性(父・祖父)				女性(母・祖母)		
	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン1	プラン2	プラン3
20歳	3,189	6,379	4,701	9,403	3,180	6,360	4,684
21歳	3,189	6,379	4,702	9,404	3,180	6,361	4,685
22歳	3,189	6,379	4,702	9,405	3,180	6,361	4,686
23歳	3,190	6,380	4,703	9,406	3,181	6,362	4,687
24歳	3,190	6,380	4,703	9,407	3,182	6,364	4,688
25歳	3,190	6,381	4,705	9,410	3,182	6,365	4,689
26歳	3,191	6,382	4,706	9,412	3,183	6,366	4,691
27歳	3,191	6,383	4,708	9,416	3,184	6,368	4,692
28歳	3,192	6,385	4,710	9,420	3,184	6,369	4,694
29歳	3,193	6,387	4,712	9,424	3,185	6,371	4,696
30歳	3,194	6,389	4,715	9,430	3,186	6,373	4,698
31歳	3,196	6,392	4,718	9,437	3,187	6,375	4,700
32歳	3,197	6,395	4,722	9,444	3,188	6,377	4,703
33歳	3,199	6,399	4,726	9,453	3,189	6,379	4,705
34歳	3,201	6,403	4,731	9,463	3,191	6,382	4,708
35歳	3,203	6,407	4,737	9,474	3,192	6,385	4,711
36歳	3,206	6,413	4,743	9,486	3,194	6,388	4,714
37歳	3,209	6,419	4,749	9,499	3,196	6,392	4,718
38歳	3,213	6,426	4,757	9,514	3,197	6,395	4,722
39歳	3,216	6,433	4,765	9,531	3,199	6,399	4,726

※保険料は、契約日時点での満年齢で計算されます。詳しくは裏表紙に記載の保障開始までのスケジュールをご覧ください。 ※保険料は保険料のお払込みが

●この保険は、5年ごと利差配当付こども保険B型です。

以下のご質問やその他ご不明な点がございましたら、コールセンターまでお気軽にお問い合わせください。

- 年払・半年払の保険料(お子さまが0~1歳・3歳でプラン1をご希望の方は、年払・半年払のみになります。)
- お子さまの年齢が7~15歳、契約者の方の年齢が18~19歳(既婚の方に限る)・40~65歳の場合の保険料
- 保険料表の見方やプラン、保険料のお支払い方法について

(単位:円)

)	1 歳								2 歳							
	男性(父・祖父)				女性(母・祖母)				男性(父・祖父)				女性(母・祖母)			
	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4
プラン 4																
7,998	—	5,765	4,230	8,461	—	5,745	4,213	8,426	3,074	6,148	4,464	8,929	3,064	6,128	4,446	8,893
8,000	—	5,765	4,231	8,462	—	5,746	4,214	8,428	3,074	6,149	4,465	8,930	3,064	6,129	4,447	8,895
8,003	—	5,765	4,231	8,463	—	5,746	4,215	8,430	3,074	6,149	4,465	8,931	3,065	6,130	4,449	8,898
8,005	—	5,766	4,232	8,465	—	5,748	4,216	8,433	3,074	6,149	4,466	8,933	3,066	6,132	4,449	8,899
8,008	—	5,767	4,234	8,468	—	5,749	4,217	8,435	3,075	6,150	4,467	8,935	3,066	6,133	4,451	8,902
8,011	—	5,768	4,235	8,471	—	5,750	4,219	8,438	3,075	6,151	4,468	8,937	3,067	6,134	4,452	8,905
8,015	—	5,769	4,237	8,474	—	5,752	4,220	8,441	3,076	6,152	4,470	8,941	3,068	6,136	4,454	8,908
8,019	—	5,771	4,239	8,479	—	5,754	4,222	8,445	3,077	6,154	4,472	8,945	3,069	6,138	4,455	8,911
8,023	—	5,774	4,242	8,485	—	5,756	4,224	8,449	3,078	6,156	4,475	8,951	3,070	6,140	4,457	8,915
8,027	—	5,776	4,245	8,491	—	5,758	4,226	8,453	3,079	6,159	4,478	8,956	3,070	6,141	4,460	8,920
8,032	—	5,780	4,249	8,498	—	5,760	4,229	8,458	3,081	6,162	4,481	8,963	3,071	6,143	4,462	8,924
8,037	—	5,783	4,252	8,505	—	5,763	4,231	8,463	3,082	6,165	4,485	8,970	3,072	6,145	4,464	8,929
8,043	—	5,787	4,257	8,514	—	5,765	4,234	8,469	3,084	6,169	4,489	8,979	3,074	6,148	4,467	8,935
8,049	—	5,792	4,262	8,525	—	5,768	4,237	8,475	3,087	6,174	4,494	8,989	3,075	6,151	4,470	8,941
8,055	—	5,797	4,268	8,537	—	5,771	4,240	8,481	3,089	6,179	4,500	9,000	3,077	6,154	4,473	8,947
8,063	—	5,804	4,275	8,550	—	5,775	4,244	8,489	3,092	6,185	4,506	9,013	3,078	6,157	4,477	8,954
8,071	—	5,810	4,282	8,564	—	5,779	4,248	8,497	3,095	6,191	4,513	9,027	3,080	6,161	4,481	8,962
8,079	—	5,817	4,290	8,580	—	5,783	4,252	8,504	3,099	6,199	4,521	9,042	3,082	6,165	4,484	8,969
8,088	—	5,826	4,298	8,597	—	5,787	4,256	8,513	3,103	6,206	4,529	9,059	3,084	6,169	4,489	8,978
8,097	—	5,835	4,308	8,617	—	5,792	4,261	8,522	3,107	6,215	4,539	9,078	3,087	6,174	4,493	8,987

(単位:円)

)	5 歳								6 歳							
	男性(父・祖父)				女性(母・祖母)				男性(父・祖父)				女性(母・祖母)			
	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4
プラン 4																
9,368	3,448	6,897	4,988	9,976	3,439	6,878	4,970	9,941	3,750	7,500	5,310	10,621	3,740	7,480	5,292	10,585
9,370	3,448	6,897	4,988	9,977	3,439	6,878	4,971	9,943	3,750	7,500	5,310	10,621	3,740	7,480	5,293	10,587
9,372	3,449	6,898	4,988	9,977	3,439	6,879	4,972	9,945	3,750	7,500	5,310	10,621	3,740	7,481	5,294	10,589
9,374	3,449	6,898	4,989	9,978	3,440	6,880	4,973	9,947	3,750	7,500	5,311	10,622	3,741	7,482	5,295	10,591
9,376	3,449	6,898	4,990	9,980	3,440	6,881	4,974	9,949	3,750	7,500	5,311	10,623	3,741	7,483	5,296	10,593
9,379	3,449	6,899	4,990	9,981	3,441	6,882	4,975	9,951	3,750	7,500	5,312	10,625	3,742	7,484	5,298	10,596
9,382	3,449	6,899	4,992	9,984	3,442	6,884	4,977	9,954	3,750	7,501	5,313	10,627	3,742	7,485	5,299	10,598
9,385	3,450	6,901	4,993	9,987	3,442	6,885	4,978	9,957	3,751	7,502	5,315	10,630	3,743	7,487	5,301	10,602
9,389	3,451	6,902	4,995	9,991	3,443	6,887	4,980	9,960	3,752	7,504	5,317	10,634	3,744	7,489	5,302	10,605
9,392	3,452	6,904	4,998	9,996	3,444	6,889	4,982	9,964	3,753	7,506	5,319	10,639	3,745	7,490	5,303	10,607
9,396	3,453	6,906	5,001	10,002	3,445	6,891	4,984	9,968	3,754	7,508	5,322	10,644	3,746	7,492	5,305	10,611
9,401	3,454	6,909	5,004	10,008	3,446	6,892	4,986	9,972	3,755	7,510	5,325	10,650	3,747	7,494	5,307	10,615
9,406	3,456	6,912	5,007	10,014	3,447	6,895	4,988	9,977	3,756	7,513	5,328	10,657	3,748	7,496	5,310	10,620
9,411	3,458	6,916	5,011	10,022	3,448	6,897	4,991	9,982	3,758	7,516	5,332	10,664	3,749	7,498	5,312	10,625
9,417	3,460	6,920	5,016	10,032	3,449	6,899	4,994	9,988	3,759	7,519	5,336	10,672	3,750	7,501	5,315	10,630
9,423	3,462	6,924	5,021	10,042	3,451	6,902	4,997	9,994	3,762	7,524	5,341	10,683	3,752	7,504	5,318	10,636
9,429	3,464	6,929	5,027	10,054	3,452	6,905	5,000	10,000	3,764	7,529	5,347	10,694	3,753	7,507	5,321	10,643
9,436	3,467	6,935	5,033	10,067	3,454	6,909	5,004	10,008	3,767	7,535	5,353	10,707	3,755	7,510	5,325	10,650
9,444	3,470	6,941	5,040	10,081	3,456	6,912	5,007	10,014	3,770	7,541	5,360	10,721	3,756	7,513	5,328	10,657
9,453	3,474	6,949	5,049	10,098	3,458	6,916	5,011	10,023	3,774	7,548	5,368	10,737	3,758	7,517	5,332	10,665

満了するまで一定です。 ※記載の保険料は平成28年1月現在のものです。

重要 通信販売でご契約いただく前に必ずお読みください

ご契約に関する重要事項を次のとおりご案内しておりますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご契約に際しての
重要事項
(通信販売用)

- I 契約概要
契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- II 特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)
ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり
(抜粋)

「ご契約のしおり・約款」の中の重要な事項のうち、「ご契約に際しての重要事項(通信販売用)」に記載されていない事項の抜粋です。
「ご契約のしおり・約款」は「申込書受付のご案内」に同封いたしますが、お申し出をいただければ事前にご送付いたします。

ご契約に際しての重要事項(通信販売用)

I 契約概要

正式名称	5年ごと利差配当付こども保険B型
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さまの約款所定の年齢ごとおよび満了時に成長祝金を受け取れます。 ・責任準備金の運用により余剰が生じた場合は、5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
保障内容	③～④ページの保障内容をご覧ください。
保険料払込免除対象となる事由	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者死亡・高度障害見舞金が支払われる事由と同等の事由が生じたとき ・契約者がケガにより約款所定の身体障害状態に該当されたとき(事故の日からその日を含めて180日以内に該当した場合に限ります。)
保険期間	18歳満了・22歳満了
保険料払込期間	全期払
契約年齢範囲	18歳満了：契約者18歳～65歳 被保険者 0歳～12歳 22歳満了：契約者18歳～65歳 被保険者 0歳～15歳
基準保険金額	プラン1・プラン3：50万円 プラン2・プラン4：100万円
契約者配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。 ※契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。
解約返戻金	保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算します。
その他	被保険者が死亡し、こども死亡保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●オプションとして付加できる特約

特約名称	内容
指定代理請求特約	契約者が受取人となっている保険金などの支払事由が生じた場合で、契約者が保険金などを請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Ⅱ 特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)

1 お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)について

- お申し込みの撤回または保険契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができるクーリング・オフ制度があります。
- お申し込みの撤回等には、次の手続きが必要です。

①「申込日」※1 からその日を含めて**15日以内**(郵便消印日付)に
②必要事項※2 を記載した書面に自署したうえで、
③損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターまたは本社あてに郵便で発信いただく

- 次の場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。
 - ・ お申し込みの撤回等の書面の発信時に、保険金など(保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ)のお支払事由が生じている場合(書面の発信時に、支払事由が生じていることを知っている場合を除きます)
- お申し込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターまたは本社あてにご連絡をお願いいたします。

2 健康状態などの告知について

告知について※1

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ②生命保険募集人(募集代理店など)・コールセンターの担当者に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。※2
- ③当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、2年経過後も、保険金などのお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ②ご契約を解除したときには、たとえ保険金などのお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴等がある方への引受対応について

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によって、特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書(告知サポート資料)などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

※1 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、次のとおりです。

- ・クレジットカード扱:
「申込日、または、カードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日」
- ・それ以外:
「申込日、または、第1回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日」

※2 クーリング・オフレターの様式例

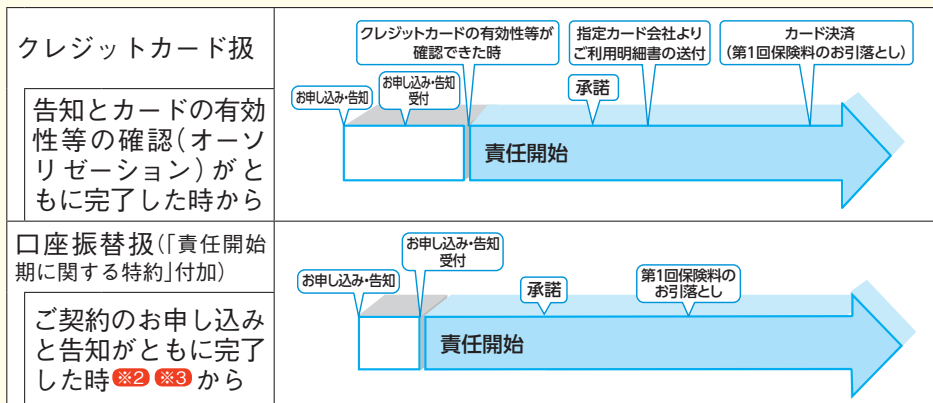
平成〇年〇月〇日に申し込みをした保険契約の申し込みを撤回します。
申込者:〇〇〇〇
(親権者:〇〇〇〇)
住所:〇県〇市〇町〇-〇-〇
申込番号または証券番号:〇〇〇
保険料返戻口座:〇銀行〇支店
普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人:〇〇〇〇

※1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。

※2 告知受領権は当社が有しています。

3 保障の開始時期(責任開始期)について

- お申し込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾※1した場合、以下のとおり、当社がご契約上の責任を負います。



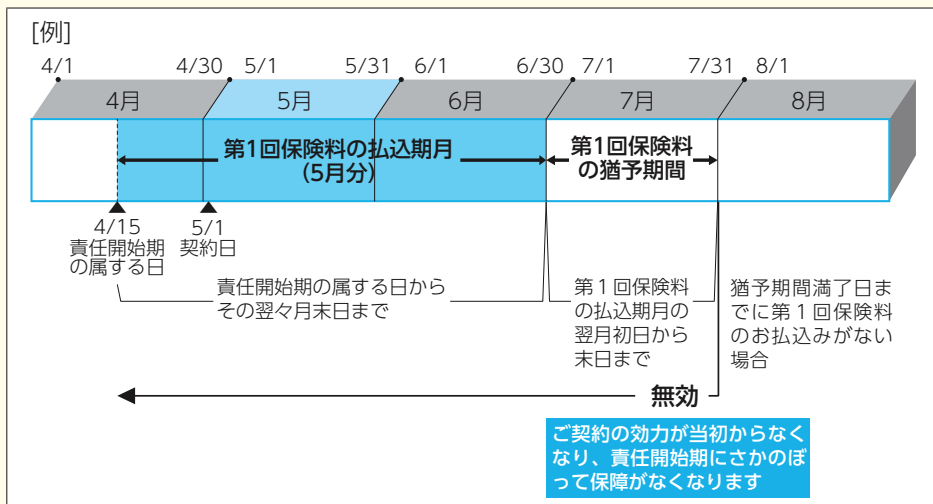
4 保険金などをお支払いできない場合

- 次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。
 - ① 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
 - ② 保険金などの免責事由※1に該当した場合
 - ③ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
 - ④ 次のような重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・ 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
 - ・ 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
 - ・ その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき
 - ⑤ 詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
 - ⑥ 保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
 - ⑦ 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日※2までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

- 保険料は約款所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込み※1



※1 募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

【注意】当社が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

※2 ご契約のお申し込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいいます。

※3 告知の完了した時とは、ご契約者および被保険者の告知がなされた時をいいます。ご契約者と被保険者の告知の時期が異なっていた場合は後からなされた告知の完了した時とします。

※1 主な免責事由には以下のものがあります。
ア.責任開始期の属する日から起算して3年以内の契約者の自殺
イ.契約者の故意
詳しくはご契約のしおり「免責事由などについて」をご覧ください。

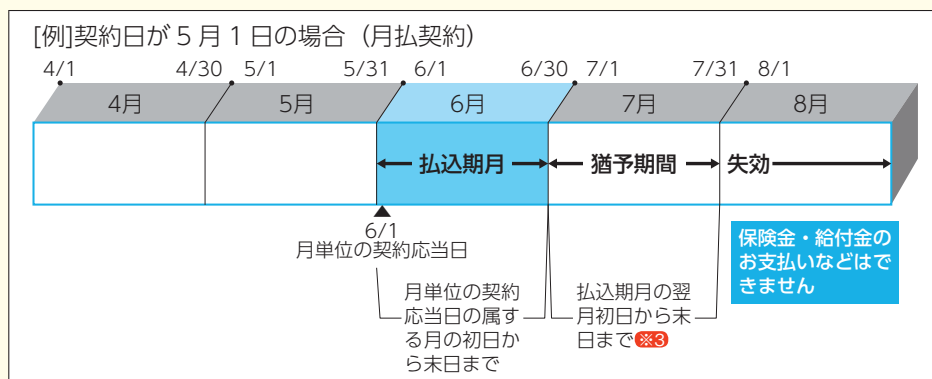
※2 詳しくは「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

詳しくは、ご契約のしおり「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

※1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

- 第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。 ※2

第2回以後の保険料のお払込み



- 保険料の自動振替貸付が可能な場合、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。 ※4
お立替えした保険料には、会社所定の利息がつきます。(複利計算)
- 失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。
この場合、告知または診査と、お払込みを中止されたときから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお払込みが必要となります。
ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。

6 解約と解約返戻金について

- 解約返戻金 ※1 ※2 は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

- 現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に次の点にご注意ください。
 - ① 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は、減額部分に対応する保険料)よりも少なくなります。 ※1
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ② 新たなご契約は、契約者・被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。
 - ③ 新たなご契約の保険料は、現在の契約者・被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
 - ④ 新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金などをお支払いできない場合があります。
 - ⑤ 新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

8 保険金額などが削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

※2 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

※3 年払または半年払の場合、猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで」です。

※4 自動振替貸付をご希望されない旨あらかじめお申し出いただいた場合には、このお取扱いはしません。

※1 解約返戻金は、解約されたときの他、減額時にも支払われることがあります。

※2 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。

「2 健康状態などの告知について」をあわせてご覧ください。

※1 「6 解約と解約返戻金について」をご覧ください。

9 生命保険契約者保護機構について

- 当社は、生命保険契約者保護機構^{※1}に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

＜生命保険契約者保護機構＞
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

10 生命保険協会の生命保険相談所について

- 本商品に係る指定紛争解決(ADR)機関は生命保険協会^{※1}です。
生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

11 保険金などのお支払事由が生じた場合について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに募集代理店または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターにご連絡ください。^{※1}
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約^{※2}を付加したご契約では、契約者が受取人となっている保険金などのお支払事由が生じ、契約者が保険金などをご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。^{※3}
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

12 お問い合わせ・ご相談などについて

- 生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、苦情・ご意見は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターへご連絡ください。
- お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンター ☎ **0120-088-142**

○ 受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00 (日曜・祝日および12/31～1/3は営業していません)
土曜 9:00～17:00

※1 ご契約のしおり「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

※1 詳細については生命保険協会ホームページをご覧ください。

※1 ご請求手続きについては、ご契約のしおり「保険金・給付金などのご請求について」をご覧ください。

※2 ご契約のしおり「指定代理請求特約について」をご覧ください。

※3 ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

ご契約のしおり(抜粋)

「ご契約のしおり・約款」の中の重要な事項のうち、「ご契約に際しての重要事項(通信販売用)」に記載されていない事項の抜粋です。

1 お申し込みの際して

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名をお願いします。
- 現在のご契約の解約等を前提としてお申し込みになる場合には、そのデメリットについてあらかじめご確認ください。
※注意喚起情報「現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて」をご覧ください。
- ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申し込みの際の内容と違ってないかどうかもう一度よくお確かめください。
もし違っているときは、お手数ですが損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターまたは本社にご連絡願います。

2 保険契約の締結について

- 当社の生命保険募集人^{*}は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」をさせていただきます。
※当社社員・募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- 保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」 →当社 [*] はこちらに該当します	生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
「代理」 →当社は該当しません	生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

※当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しまして、ご確認をご要望の場合には、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターまたは本社までお問い合わせください。
本社代表電話番号:03-6742-3111

3 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」^{*}に基づき、当社の保険契約等に関する登録事項を共同して利用しております。
- 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。

4 支払査定時照会制度について

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただきます。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 個人情報の取扱いについて

- 以下に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1.個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等

2.個人情報の第三者への開示

当社は、次の場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供いたします。

- ①医療機関などの関係先(医師・面接士・契約確認会社等)に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
(再保険会社が別の再保険会社へ情報を提供する場合も含まれます)
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度^{*1}および支払査定時照会制度^{*2}に基づき、他の生命保険会社、共済、一般社団法人生命保険協会との間において共同利用を行う場合
※1 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」については、「契約内容登録制度・契約内容照会制度について」をご覧ください。
※2 「支払査定時照会制度」については、「支払査定時照会制度について」をご覧ください。

3.保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4.機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微(センシティブ)情報を取得・利用、または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則等により、利用目的が限定されています。

5.情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6.お客さまからのお問い合わせ等の窓口

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターまでお問い合わせいただくか、当社ホームページをご確認ください。

6 こども保険の保障内容

保険金などのお支払いについて

- 保険金などのお支払いについては、③～④ページの保障内容をご覧ください。

保険金などの受取人

- 各保険金などの受取人は以下のとおりです。

保険金など	受取人
成長祝金 こども死亡保険金	保険契約者

7 免責事由などについて

保険金などの免責事由

- 免責事由に該当した場合、保険金などはお支払いできません。

保険金など	免責事由
こども死亡保険金	ご契約者の故意 ^{*1}
保険料払込免除 (ご契約者が約款所定の身体障害状態に該当)	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②ご契約者の犯罪行為 ③ご契約者の精神障害を原因とする事故 ④ご契約者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ご契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ご契約者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
保険料払込免除 (B型で契約者死亡・高度障害見舞金の支払事由と同等の事由が生じたとき)	①責任開始日(復活日)から3年以内のご契約者の自殺 ^{*2} ②ご契約者の故意 ^{*3}

- ※1 解約返戻金をご契約者に支払います。
- ※2 精神障害などにより意思能力や判断能力が無い状態で、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険料のお払込みを免除できる場合もあります。
- ※3 ご契約者が保険期間中に高度障害状態に該当した場合に限ります。

保険金の削減など

- 戦争その他の変乱が原因でこども死亡保険金のお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で保険料払込の免除事由が生じた場合、該当する契約者の数によっては、保険料払込の免除をしないことがあります。

8 指定代理請求特約について

保険金などの受取人がご請求できない特別な事情がある場合

特別な事情とは次のようなものをいいます。

- ・ 契約者が保険金などの請求を行う意思表示が困難な状態である
- ・ 契約者本人が病名の告知を受けていない

など

対象となる保険金など

- ① 契約者と受取人が同一人である保険金など
- ② 保険料のお払込みの免除

指定代理請求人の指定・変更

- 指定代理請求人は次のうちから1名をあらかじめ指定してください。
 - ① 契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 契約者の3親等内の親族

9 保険料のお払込みについて

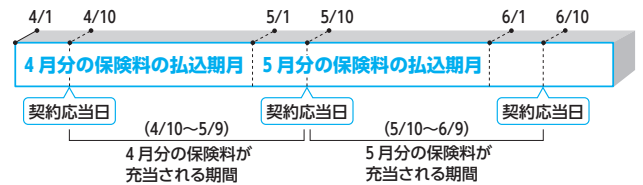
年払・半年払で保険料のお払込みが不要となった場合

- 年払・半年払の場合、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約が消滅したり、保険料のお払込みが不要となった場合、つぎの額をお支払いします。
- すでに払い込まれた保険料のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降に対応する保険料相当額(1か月未満の端数は切り捨て)
- 詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

保険金などのお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合の保険料の充当について

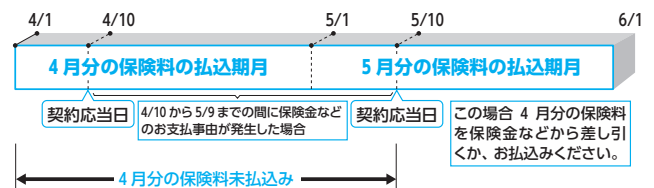
- 保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(月払契約の場合の例)



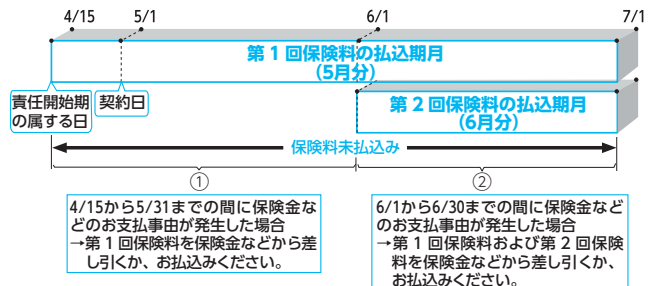
- 保険金などのお支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金などのお支払いのときはその未払込みの保険料を保険金などから差し引き、保険料のお払込みの免除のときはその未払込みの保険料をお払込みください。

(月払契約の場合の例)



- 「責任開始期に関する特約」を付加した月払契約で、第1回保険料をお払込みいただく前に、保険金などのお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合には、次のようなお取扱いとなります。
- ・ 下図の①の期間中に保険金などのお支払事由が発生した場合、第1回保険料を保険金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料をお払込みください。
- ・ 下図の②の期間中に保険金などのお支払事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料を保険金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料をお払込みください。

(例)



10 保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料のお払込みが困難になった場合でも、ご契約を有効に継続できる方法があります。

保険料の自動振替貸付^{*1}

- 保険料のお払込みの猶予期間が満了する日に保険料相当額を貸付け、未払込分の保険料に充当します。
 - 貸付できる金額は、解約返戻金の範囲内です。
 - 会社所定の利率で計算した利息(複利計算)をいただきます。
 - 貸付金の元合計額が解約返戻金額を超えるときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、会社所定の金額をお払込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。
- ※1 自動振替貸付をご希望されない旨あらかじめ申し出いただいた場合には、このお取扱いはしません。

基準保険金額の減額

- 基準保険金額を減額して、以後の保険料を少なくします。*
 - 減額部分は解約したものととして扱い、解約返戻金があればお支払いします。
- ※会社の定める限度を下まわる減額はできません。

1.1 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、約款所定の事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
- 詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

1.2 契約者配当金のお支払いについて

5年ごと利差配当付のご契約は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を上回った場合、5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

契約者配当金のお支払い

- 契約者配当金は責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
 - ・ 会社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、契約者配当準備金を積み立てます。
 - ・ 責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。
- 5年ごとの契約者配当金のお支払前でも、契約日から1年経過後に保険金等のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅した場合や、契約日から2年経過後に解約・減額などをされた場合には、責任準備金等の運用成果に応じて契約者配当金をお支払いします。
- 契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

契約者配当金の支払方法

- 会社所定の利率で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金をお支払いするときにあわせてお支払いします。この利率は経済情勢等により変動することがあります。

特別配当

- 上記のほかに長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。
- 解約・減額などをされる場合にお支払いする契約者配当金は、保険金などのお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

1.3 契約者に対する貸付について

契約者貸付

- 解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご用立てします。(貸付金は本社から口座振込の方法でお支払いします。)
- この場合、貸付金には会社所定の利息(複利計算)がつきます。
- 貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、会社所定の金額をお払込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。

1.4 保障内容の見直しをご検討の方へ

- 現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法があります。

追加契約	現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。
------	----------------------------------

- 詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

1.5 その他 大切なことから

保険金などのお支払期限について

- 保険金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日の翌日から5営業日以内に保険金などをお支払いします。ただし、確認・照会・調査が必要な場合はお支払期限が異なります。
- 詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

保険金などのご請求について

- 保険金などのご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 保険金などは口座振込の方法でお支払いします。

このような場合ただちにご連絡ください

- 次のようなときは、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターまでお知らせください。
 - ① 転居、町名変更、通信先変更の場合
 - ② 名義変更、受取人変更、改姓の場合
 - ③ 保険証券の紛失の場合※各種お問い合わせの際には保険証券番号、契約者氏名、生年月日、ご登録のご住所、電話番号をお知らせください。

保険の種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください

この保険は「保険種類のご案内」に記載されていることも保険です。「保険種類のご案内」は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターにご請求ください。

お客さまにご注意いただきたいこと

当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについてご確認ください。この場合、保険金などのお支払い可否、保険料払込免除のお取扱いの可否については、その後に決定させていただきます。

課税所得控除保険料証明書について

課税所得控除保険料証明書は、毎年10月から翌年1月にかけて、別途送付させていただきます。紛失・未着などで再発行を希望される場合は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターまでお問い合わせください。

お手続き方法と保障開始までのスケジュール

Step1

パンフレットの保障内容と保険料表からご希望のプランをお選びください。
保険料とお支払方法もあわせてご確認ください。

Step2

お申込用紙に必要事項をご記入ください。**医師の診査は不要です。**
 お申込用紙はオモテ・ウラ1枚です。
 オモテ面「意向確認書」「申込書」
 ウラ面「告知書」

Step3

返信用封筒にお申込用紙を入れポストに投函してください。受付後、ご案内をお送りいたします。

ご意向にあった保険に入っていたために、以下の点をご確認ください。

チェック1

パンフレットの表紙に
 どのような方に向いている保険商品なのかを記載しています。

チェック2

パンフレットの
 中面に
 特徴、保障内容、保険料、ご契約に際しての重要事項を記載しています。

チェック3

お申込用紙の「意向確認書」欄に、お申込時の最終的なご意向と商品特徴を記載しています。



**分からないことがあったら
 お気軽にお電話ください。**

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
 通販コールセンター

ワハハ いっしょに
0120-088-142

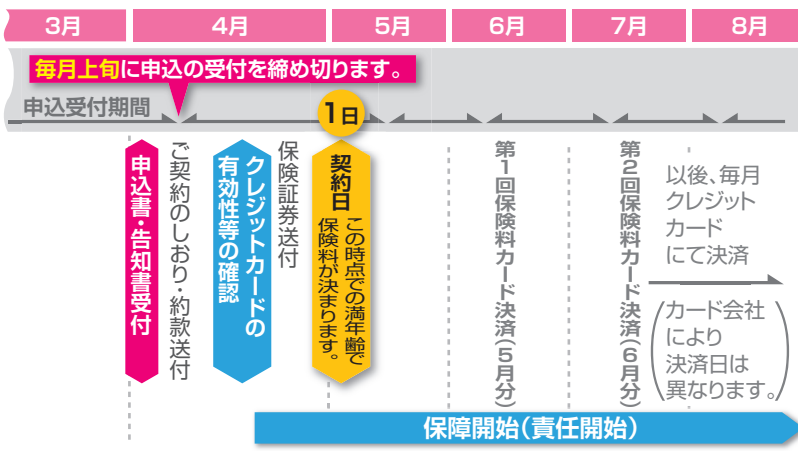
携帯電話・PHSも通話料は無料です

受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00 土曜 9:00～17:00
 (日曜・祝日および12/31～1/3を除く)

クレジットカード払の場合

月払例(クレジットカード払は月払のみ)

■保障開始までのスケジュール



クレジットカードでのお支払いをおすすめします!

お支払いいただく保険料でカードのポイントが貯まります。ポイントのしくみは各カード会社によって異なります。次のマークのクレジットカードがご利用いただけます。



※デビットカード・プリペイドカード・海外発行のクレジットカードはご利用いただけません。

ご契約のお引き受けを当社が承諾した場合、お申し込み告知・クレジットカードの有効性等の確認がすべて完了した日から保障を開始します(責任開始日)。

毎月月上旬に申込受付を締め切ります。クレジットカードの有効性等の確認は、当社が申込書類を受け付けてから、2～15営業日程度必要となります。必要書類が完備しないなど、ご契約のお引き受けが確定しない場合、左記のスケジュールとは異なる場合があります。

保険料は契約日時点での満年齢で決まります。(被保険者の誕生日によっては、保険料が変わることがあります。)責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。ただし、責任開始日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方については、責任開始日が契約日になります。その場合、カード決済日に第1回保険料と第2回保険料をあわせての引落としとなります。

※月払のみのお取扱いとなります。(年払・半年払をご希望の場合には口座振替をご選択ください。)

※リボルビング払・ボーナス一括払・分割払等のお取扱いはしていません。

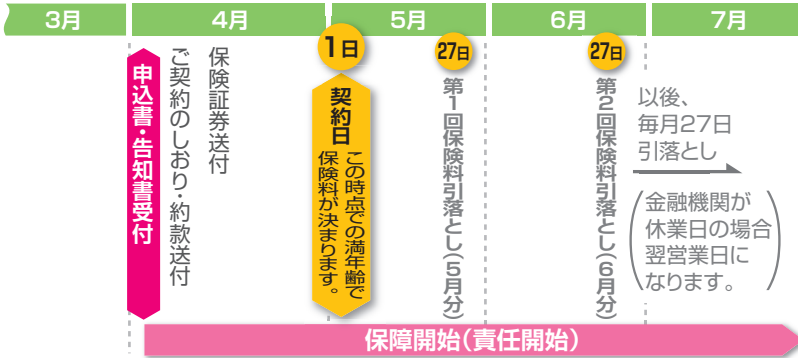
※2回目以降の保険料は払込期月の1日に領収したものとします。カード決済日はご指定いただくカード会社によって異なり、払込期月の翌月または翌々月になります。したがって、ご契約の満了・解約後にカード会社から引落としとなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※保険証券送付が契約日後になる場合もあります。

口座振替(「責任開始期に関する特約」付加)の場合

月払例

■保障開始までのスケジュール



ご契約のお引き受けを当社が承諾した場合、申込書受領と告知がともに完了した日から保障を開始します(責任開始日)。

通常は、責任開始日の属する月の翌月の27日が第1回保険料の引落とし日となります。

保険料は契約日時点での満年齢で決まります。月払の場合、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。ただし、責任開始日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方については、責任開始日が契約日になります。その場合、第1回保険料と第2回保険料をあわせての引落としとなります。

※ご契約の成立状況により、左記のスケジュールとは異なる場合があります。

※保険証券送付が契約日後になる場合もあります。
 ※年払・半年払のスケジュールにつきましては、お問い合わせください。

第1回保険料の口座への請求が間に合わない場合や振替ができない場合、第2回保険料とあわせて翌々月の引落としとなります。ただし、責任開始日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方の場合、コンビニエンスストア等で3か月分の払込が必要になります。

(引受保険会社)

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
 〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
 TEL 03-6742-3111(代表)
 ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp>

募集代理店を通じて資料請求をいただいた場合には、送付状に代理店情報が記載されていますのでご覧ください。